

海外経済要録

国際機関

◆ IMF総務会暫定委員会、コミュニケを発表

IMF総務会暫定委員会は9月24日、ワシントンにおいて第11回の会合を開催、次のコミュニケを発表した。

1. 國際通貨基金(IMF)の総務会暫定委員会は9月24日ワシントンにおいて、ヒーリー英蔵相を議長として第11回の会合を開催した。この会合にはJ・ドラロジエルIMF専務理事が出席したほか、オブザーバーとして、G.コレスUNCTAD事務総長、A.M.ジャイダOPEC事務局長、R.ラールBIS総支配人、E.ヴァン・レネットOECD事務総長、F.ロイトヴィラー・イス中央銀行総裁、O.ロングGATT事務局長、R.S.マクナマラ世銀総裁、F.X.オルトリEC委員会副委員長、J.リペール国連経済社会理事会事務次長、C.E.A.ヴィラタ開発委員会議長が参加した。

2. 委員会は世界経済の展望ならびに国際的調整過程の機能について討議した。

委員会は1973年から75年にかけて世界経済を取巻いていた諸困難の克服に関しては種々の面で進展があったことを認識した。この期間の不均衡を調整するための政策措置を講じてきた諸国においては、好ましい効果がはっきりとあらわれた。しかしながら、委員会は現在の状況にはなおいくつかの重要な側面で不満足なものが残っていることにも留意した。

委員会は大方の加盟国において物価上昇率が依然余りにも高過ぎるし、また高水準の失業の存在等大幅な経済資源の遊休状態が持続していることに懸念を表明した。国際収支調整過程に関しては、委員会はインフレ率、国内需要の伸び率の著しい格差が、工業国間において経常収支の大幅赤字ないし黒字を持続させる大きな要因となつたことに注目した。こうした不均衡が過去1年間外国為替市場を不安定なものにし、またかかる外為市場の不安定性が価格、コンフィデンス、投資への影響を通じて政策の立案、遂行をより一層困難なものにした。委員会は為替市場の安定を取り戻すためには、各國においてインフレを抑制し、国内需要の伸び率格差を縮小するための政策を探ることが必要である旨強調した。調整過程についての今後の展望に関連し、委員会は世界貿易の緩慢な拡大テンポが一因となってかなりの非工業国が国際収支調整、対外ファイナンスの面で困難な問題に直面しつつあることに注目した。

委員会は、かなりの工業国においてインフレが鎮静化してきたものの、米国を含む他のいくつかの国々ではむしろ加速化の傾向にあり、そうした国においてはインフレ抑制が経済政策の最優先課題となってきていることに留意した。

工業国の経済成長、資源の有効利用に関する委員会の主たる関心は、米国以外の国々において失業率が異常に高水準を続け、需要が生産能力を大きく下回っていることに向かれた。特に景気が比較的順調に回復してきた米国と、1975年以降失業を減少させるのに十分なほどの実体経済の拡大がみられなかった他の大方の工業国との間における成長率の著しい格差が注目された。

委員会は、非産油発展途上国グループの平均成長率は比較的順調であったがその水準は1966～72年の水準をかなり下回っており、実質所得の増加の余地がほとんどなかったことに留意した。

委員会は保護貿易主義への依存が高まるなどの危険性について再度懸念を表明するとともに、多国間貿易交渉が早期かつ成功裡に終結することの重要性を強調した。

現状および先行きの展望に関する討議の中で、委員会は世界貿易の動向に歓迎すべき変化が現れつつあるとの結論に達した。この変化は過去一年半の間に発生した主要国通貨間の為替相場の変動による効果を反映したものである。為替相場変動の輸出入数量に及ぼす影響は顕現するまでかなりの期間を要するが、米国、日本および他のいくつかの国の経常収支に望ましい変化をもたらし始めている。委員会は、各國間の物価および国内需要の伸びが適正なものであるならば、かかる変化がさらに強まり、やがては工業国間の経常収支の大幅な改善につながりうると認識した。委員会は、こうしたパターンを達成するためには各國が為替相場下落のもつ経済拡大効果ならびに相場上昇のもつ経済抑制効果を相殺するような国内措置を探ることが必要である旨強調した。

委員会は、1978年4月のメキシコ・シティにおける暫定委員会で表明されたエネルギー政策を含む各國間の協調的戦略が世界経済のインフレなき成長促進、国際収支不均衡の是正およびこれらを通じて達成される善の経済・金融の安定化条件の整備、外国為替市場の一層の安定のために必要であるとの合意を再確認した。委員会はかかる協調的戦略を中期的な観点から遂行していくためには、各國が対外ポジションの強度およびインフレ抑制策の成功度合に応じて世界経済の成長に貢献することが必要である旨強調した。

委員会は、工業諸国の中長期的戦略が成功裡に遂行され

るならば世界貿易および経済開発を巡る環境は著しく改善され、開発途上国およびその他の一次産品国に多大な利益をもたらすことになろうと考える。委員会は世界貿易の環境改善が最近における保護貿易主義的措置の採用という危険な傾向を抑えることにも資すると確信した。さらに委員会は、先進国が開発途上国の产品に対し市場を一層開放するとともに、開発途上国が先進国の資本市場をより容易に利用できるように、またもっと一般的にいえば、公的援助をより望ましい水準に引上げることも含めて実物資源が開発途上国に十分流入するような措置を講ずることが望ましい旨強調した。

3. 委員会は、SDRに関するいくつかの問題について理事会の報告を基に検討を行った。委員会はこれらの問題は第7次増資問題に関して委員会で得られた理解と相互に関連するものであり、両者をまとめて探査すべきものであるとの理解のもと、以下の4、5項の結論に達した。従って委員会は、SDRに関するすべての問題と第7次増資についての決定は同時に行われるべきであると考える。

4. 委員会は、SDRの配分再開に関する問題について討議し、この関連で理事会の報告に含まれていた様々な見解についても検討を加えた。委員会は、長期的な需要に見合うよう準備資産を適切に補充していくため、総務会に対し、1978年11月1日までに理事会の同意を得て専務理事が作成する提案を基礎に、本年末までにSDR配分に関する決定を行うよう勧告することで合意した。かかる配分はSDRを国際通貨制度における主要準備資産にするとのIMF改正協定の目的遂行に資することとなる。委員会としては、IMFは1979年から1981年までの3年間に毎年40億SDRの配分を行うべきであると考える。

5. 委員会はSDRのその他の側面に関して以下の結論に達した。

(1) SDR金利をクォータが最大である5加盟国短期金利の加重平均の60%から80%に引上げる一方、報酬率をSDR金利の90%、すなわち短期金利加重平均の72%とすることが合意された。かかる変更は以下の諸点に考慮を払うことを前提とする。

イ. IMFは各会計年度末直前に当該年度の予想純利益が当該年度平均報酬率をSDR金利の90%超、100%以下に引上げるに十分なものであるかどうかを検討するとともに、この関連でIMF保有通貨にかかる定期的手数料率を将来引下げる可能性についても検討する。

ロ. 理事会は報酬率について新たな算定方式を採用す

ることを決定した時点でIMFの施行規則の規定によってIMF保有通貨にかかる当初手数料率の自動的引上げが起こらないような措置を決定する。理事会はIMFの財務状態を検討し、IMFの総支出が収入を上回る状態が6か月間続いたときにはIMFの財務状態を保護するのに必要な措置を探る。

(2) 委員会は、SDRの新たな使用形態、すなわち、改正協定の規定に基づいてIMFが認めている貸付、担保、債務の直接弁済としての使用に関して理事会が検討を行ってきたことに留意し、かつ理事会が近い将来この検討作業を終え必要な決定を行って、次回暫定委員会に報告するよう期待する旨表明した。

(3) 委員会は、SDRの復元義務、すなわち特定の期間におけるSDRの平均保有高を最低限維持する義務に関し、その復元率を純累積分配額の30%から15%に引下げるとともに、今後の経験に従ってこの復元率についてさらに検討を加えるべきであるとの理事会の見解を了承した。

(4) 委員会は理事会が代替勘定の問題につき引き続き検討していく意向であることに留意した。

6. 委員会は第7次クォータ見直しに関する議論を整理するとともに増資総額、各国別のシェア調整、増資の払込み手段の3つの主要問題について検討した。委員会においては、これらの問題はSDRを巡る諸問題と相互に関係しているとみられたため、それら諸問題と関連づけて検討された。委員会は今後5年間に予想される条件付流動性に対する需要に十分見合うよう第7次クォータ増額を行うことが必要であるとの見解を再確認した。また、委員会は適切なクォータの増額によってIMFは過度に借入に依存することなくその融資能力を高めることができるし、また国際収支調整過程を促進することによっても、国際収支ファイナンスに利用可能な資金を拡充することになるとの見解を再確認した。

委員会は、中期的にみてクォータの50%増額がIMFの資金量と加盟国国際収支ファイナンス需要とのよりよいバランスをもたらすのに適当であると考える。委員会は、総務会が第7次のクォータ見直しを承認した後、5年間は世界経済とそのファイナンス需要に格別の変化がない限り、理事会がクォータの一般的調整を提案する意向のないことに留意した。

委員会は、発展途上国11か国、すなわちイラク、イスラム、韓国、クウェート、レバノン、リビア、オマーン、カタール、サウジアラビア、シンガポール、アラブ首長国連邦に対するクォータの選択的増額について合意が成立したことに対し満足した。

委員会は SDR の配分等 SDR を巡る諸問題に関し得られた結論を勘案した結果、今回提案されたクォータ増額に当っては SDR 会計参加国は増額分の 25% を SDR で、また同会計不参加国は増額分の 25% 相当額を外貨で払込むべきであると考えた。

委員会は、年末までに総務会が最終決定および投票を実施できるように、理事会がクォータ増額に関する決議案を 1978 年 11 月 1 日までに準備・完了させる旨要請することで合意した。この決議案には暫定委員会で得られた理解にそって、クォータ増額への参加方法、発効日および払込み方法に関する所要の規定が含まれる。

7. 多数の加盟国が補完的融資制度で想定された規模での速やかな金融支援を必要としていることにかんがみ、委員会は本融資制度を可及的速やかに実施に移すことの重要性を再度強調するとともに、全拠出予定国に対し本融資制度の早期実施に必要な措置を探るよう促した。

8. 委員会は、委員会の要請に従って理事会が IMF の資金利用に際して付される政策条件の見直しを開始しており、年次総会後可及的速やかに本件に関する検討結果を取りまとめる意向であることに留意した。

9. 委員会は次回会合を 1979 年春にワシントンで開催することで合意した。

◇ペルー政府の IMF 借入要請承認する

IMF 理事会は 9 月 15 日、ペルー政府に対する総額 184 百万 SDR 、期間 27.5 か月 (80 年 12 月末まで) のスタンダバイ取決めおよび総額 61.5 百万 SDR の輸出所得変動補償融資 (対象期間 77 年 7 月～78 年 6 月) を承認した (注) 。

本措置は「国際収支の均衡回復、財政赤字の抑制を目指すペルー政府の新経済政策 (6 月号「要録」参照) を支援するためのもの」とされている。

なお、IMF とペルー政府は昨 77 年 11 月、総額 90 百万 SDR 、期間 24 か月 (79 年 12 月末まで) のスタンダバイ取決めを締結したが (52 年 12 月号「要録」参照) 、本年 3 月 IMF はペルー政府の経済抑制政策が不十分であるとしてこのスタンダバイ・クレジットの第 2 回目以降の引出し (第 1 回目は 77 年 12 月に実施) を拒否したと伝えられていたところ、今般、新たな取決めを締結したことによりこのスタンダバイ取決めは正式に無効となった。

(注) なおペルーは 78 年 7 月までに 199.5 百万 SDR の引出し (ネット) を実行している (同国の IMF クォータは 164 百万 SDR) 。

◇サウジアラビア、 IMF 任命理事国となる

サウジアラビアは 9 月 26 日、 IMF 協定に規定されて

いる任命理事国の要件 (注) を満たすこととなつたため、 Mahsoun Jalal 氏を先進工業国以外では初めての自国代表理事として任命した。この結果 IMF の任命理事は久方ぶりに 6 名 (従来 5 名) となった (なお加盟国の選挙で任命されるいわゆる選任理事は 15 名のまま据置き) 。

(注) IMF 協定第 12 条第 3 項において任命理事国の要件を次のように規定しております。サウジアラビアの場合は ④ に該当したケースは 58 年のカナダ、 68 年のイタリアの 2 か国のみ) 。

- ① 最大のクォータを有する 5 の加盟国。
- ② 一般資金勘定 (General Resources Account) における加盟国通貨の基金保有額の過去 2 年間における平均額がクォータ未満に減少しており、かつその減少の絶対額が最大である 2 の加盟国 (ただし ① に含まれない国) 。

米州諸国

◇米国、公定歩合を引上げ

連邦準備制度理事会は 9 月 22 日、傘下全 12 連銀が公定歩合を 7.75% から 8% に引上げ、即日実施することを承認した旨発表した。今回の公定歩合引上げは本年初来 5 回目 (1 月、 5 月、 7 月、 8 月) のものであり (通算引上げ幅 2.0% ポイント) 、この結果その水準は 74 年 4 ～ 12 月と並び既往最高となった。

今回の措置の趣旨につき同理事会は、「最近における短期市場金利の上昇にかんがみ公定歩合を他の短期市場金利にさや寄せするとともに、ドル価値を一段と強化することを企図したもの」と説明している。

◇米国、国際銀行法の成立

カーター大統領は 9 月 18 日、外国銀行の米国内における活動を規制することを目的とした「 1978 年国際銀行法」 (International Banking Act of 1978) に署名した。本法律の主な内容は次のとおり。

(1) 州際業務 (interstate banking operation) に関する制限

- ① 従来外銀が 2 州以上にまたがって支店・エイジェンシー、子銀行等を設置することは、当該州が認められる限り何ら制限がなかったが、本法律により本拠州 (home state) 以外への支店設置は、①当該州により認められ、かつ②エッジ・アクト法人に認められる預金 (すなわち国際金融業務関連の預金) のみを受け入れることにつき連邦準備制度理事会と取決めを結んだ場合に限り、認められることになった (ただしエイジェンシーの場合は預金受入が業務範囲に入っていないので当該州により認めるだけで設置できる) 。

- ② しかし、 78 年 7 月 27 日以前に営業許可申請が受理されている外銀は、上記制限にかかわらず本拠州以

外での支店・エイジェンシー、子銀行等の設置を認められる。

(2) 連邦準備制度の準備預金積立義務の賦課等

① 従来外銀の支店・エイジェンシーは連邦準備制度の準備預金積立義務を適用されていなかったが、本法律により、親銀行の世界全体での総資産(consolidated bank assets)が10億ドルを超える外銀の連邦支店・エイジェンシーは、連邦準備制度加盟銀行同様、準備預金積立義務を課されることとなった(ただし州法に基づいて設置された外銀支店・エイジェンシーに対する本義務の適用については、連邦準備制度と州銀行監督当局で協議することが条件)。

② また従来外銀の支店・エイジェンシーは州銀行監督当局の検査にのみ服してきたが、今後は連邦準備制度の検査も受けなければならないこととなった。

(3) 預金保険制度の適用

従来外銀の支店は連邦預金保険公社への加盟義務が課されていなかったが、本法律により、1口10万ドル未満の預金を受入れる外銀の支店は同公社への加盟が義務付けられることとなった。

(4) 非銀行業務に対する規制

従来外銀の証券業務等の非銀行業務には何ら制限が課されていなかったが、本法律により、78年7月26日現在すでに非銀行業務を営んでいる場合を除き、86年1月1日以降非銀行業務は禁止される。

なお本法律には次のような外国における米国銀行の取扱に関する調査を実施する旨の規定も盛込まれている。

「財務長官は本法成立後90日以内に、國務長官、連邦準備制度理事会、通貨監督官当局、連邦預金保険公社との協力のもとに、外国において米銀がどのような取扱を受けているか等につき調査を開始し、本法律成立後1年以内に調査結果を議会に報告し、必要な勧告を行わなければならない。」

◇米国、輸出促進策を発表

カーター米国大統領は9月26日、ドル防衛策の一環として概要以下のようないわゆる輸出促進策を発表した。

1. 輸出業者への直接援助

(1) 米国輸出入銀行の貸出わく拡大等

輸銀の融資わくを79会計年度の36億ドルから80会計年度には41億ドルに増額するよう議会に要請。また貸出金利期間等の融資条件を改善するとともに、融資の対象を小規模輸出業者および農産物輸出業者にも広げる。

(2) 中小企業庁(Small Business Administration)による融資保証

中小企業庁を通じて中小輸出業者に対し総額1億ドルの融資保証を実施する(ただし1社当り最高50万ドルまで)

(3) 輸出開発計画

米国企業(特に中小企業)の海外市場開拓に資するため商務省および國務省の輸出開発計画予算を年間20百万ドル増額するよう行政予算管理局(Office of Management and Budget)に指示。

(4) 農産物輸出の促進

イ. 農産物輸出に係る短期輸出信用を1977会計年度の7.5億ドルから78会計年度には17億ドルに増額。
ロ. 農産物関係60数団体に対する助成資金を約20%増額。

ハ. 市場開発促進のため主要輸入国に貿易事務所を開設。

(5) 税制措置

本年初に提案した海外在住米国人の税負担軽減案(総額250百万ドル)につき、議会が速やかに結論を出すよう期待する。

2. 国内の輸出障壁の軽減

(1) 関係各省庁に対し政府規制が輸出に与える悪影響につき検討し、その結果を報告するよう指示。
(2) 商務、國務、国防、農務の各省に対し外交政策上の理由によって輸出を規制する場合、当該商品を米国以外の国が輸出しうるか否かにウエイトを置いて輸出に及ぼす影響を十分に考慮するよう要請。

(3) 國家環境政策法(National Environmental Policy Act)に基づく輸出許可申請に際しての環境影響報告書(Environmental Impact Statements)提示義務を免除(ただし原子炉等は例外)。

3. 諸外国における貿易障壁の軽減

(1) 多角的貿易交渉(Multilateral Trade Negotiations)を通じて諸外国における貿易制限、特に非関税障壁の撤廃ないし軽減に努めるとともに、輸出にからむ政府補助金を規制するための国際的なコードの作成についても交渉を進める。
(2) 財務長官に対し現行の国際輸出信用協定の範囲拡大、条件の強化につき貿易相手国と直ちに協議するよう指示。

なお本措置の発表に際しカーター大統領は、「近年における米国貿易収支の大幅赤字がドル価値の低下および米国経済に対するインフレ圧力の増大をもたらし、ひいては世界経済の安定を阻害してきた」とこと、また「こう

した貿易収支の大幅赤字の主因の一つは米国の輸出の伸び悩みにある」ことを強調し、「従来政府、企業とも輸出にあまり優先順位を置いていなかった点は今後改めなければならない」と述べている。

◇米国、全国生活協同組合銀行法の成立

カーター大統領は8月22日、生活協同組合(Consumer and other-types of self-help cooperative)の保護・育成を図る見地から加盟協同組合に資金援助等を行う「全国生活協同組合銀行」を設立する旨規定した「全国生活協同組合銀行法(The National Consumer Cooperative Bank Act)」に署名した。同行の概要は次のとおり。

(1) 資本金

- ① 加盟生活協同組合が出資(議決権付普通株購入)。
 - ② 政府(財務省)も79年度から5年間に限り総額3億ドル(うち初年度1億ドル)を出資(優先株の購入)。
- ただし政府出資分は1990年10月以降、漸次償還する。

(2) 機構

- ① 13名の理事(任期3年)により構成される理事会(Board of Directors)が銀行の運営を統轄する。理事の人選については、同行設立当初は大統領が上院の承認を得て理事を任命する(7名は政府関係機関から、残る6名は民間から選任)が、資本金の充実とともに逐次加盟協同組合による互選体制に移行する(最終的には中小企業代表1名のみを大統領が任命)。
- ② 銀行の融資活動を補完するための独立の機関として「生活協同組合育成事務局(Office of Self-Help Development and Technical Assistance)」を同行内に設置する。事務局長(director)は、大統領が上院の承認を得て任命するものとし、同行理事との兼務は禁止される。

(3) 業務内容

- ① 銀行は同行加盟の非営利生活協同組合に対して融資、融資承諾、債務保証等の信用供与(融資期間は原則として40年以内)を行う。ただし1組合に対する融資額は同行の総資産の10%を限度とし、また加入者の大半が低所得者層である生活協同組合向け融資が各年度末における総融資残高の少なくとも35%となるよう努めることとする。
- ② 生活協同組合育成事務局は銀行等の融資によっても所要資金を十分調達できないと判断される協同組合等に投融資する(当初3年間の予算は75百万ドル)。

(4) 債務限度額

銀行の債券、債務証券の発行(公募、私募を問わず)等による資金調達額*は払込み資本金と剰余金の合計額の10倍を限度とする。

*預金受入れによる資金調達は不可能。

◇カナダ、公定歩合引上げ等を発表

1. カナダ銀行は9月11日、公定歩合を9.0%から9.5%に引上げ、翌12日から実施する旨発表した。今回の公定歩合引上げは3、4、7月に続き本年初来4度目(通算引上げ幅2.0%)のものである。

今次措置について同行ブイ総裁は、「内外の金利関係をカナダ・ドル相場にとってより有利化させることをねらったもの」とのみ説明している。

2. またカナダ銀行は同日、マネーサプライ(M₁=流通現金+銀行の要求払預金)の増加目標値を従来の年率7~11%(77年10月発表、77年6月平均残高を基準とした伸び率)から、今後年率6~10%(78年6月平均残高基準)に引下げる旨発表した。

今回の目標値引下げにあたり、同行ブイ総裁は要旨次のような談話を発表した。

「本措置はマネーサプライの増加率を徐々に引下げることにより急激なインフレを抑えていくというカナダ銀行の長期的な政策に沿ったものである。

インフレ率は食品価格の急騰とカナダ・ドル相場の大幅下落が響いて過去1年以上にわたり低下しなかったが、今後この面からの物価上昇圧力は弱まるところもあるうえ、あらゆる手段を通じて物価・コストの上昇圧力を抑制していくれば、インフレ率を大幅に引下げることが可能となろう。そして新たなマネーサプライ目標値のもとでもインフレ率が低下していくば雇用、生産が十分に拡大する余地はある。」

歐州諸国

◇フランス政府、1979年度予算案を閣議決定

1. フランス政府は9月6日、1979年度(1~12月)予算案を閣議決定した。今次予算案は、①78年度に続き2年度連続当初から赤字予算を編成していること、および②歳出の伸び(当初予算ベース)は79年の名目GDP成長率を上回る伸びを見込んでいること、等にリフレ色がうかがわれるものの、反面、③低所得者層を中心に物価調整減税を実施するとともに、石油消費税、自動車税等の増税を行い、税収全体としては増収が図られており、また④歳出内訳をみても、社会保障関係費、公債費負担の増大の反面、資本支出の伸びがかなり低めに抑えられている

など、その総需要拡大効果は限定的なものにとどまっており、従来からの政府の政策運営方針であるインフレ克服と対外均衡達成を主眼としたパール・プランの基本的大わくを維持した内容となっている(反響については「国別動向」参照)。

今次予算の概要は以下のとおり(別表参照)。

(1) 確定収支(Budget à caractère définitif)の歳出総額は4,589億フラン(78年度当初予算比+15.2%)、歳入総額は4,459億フラン(同+14.4%)を計上(78年度当初予算の前年比は各+19.5%、+16.6%)しており、この結果確定収支じりは131億フランの赤字(78年度当初予算では86億フランの赤字)となっている。また暫定収支(注)じりも20億フランの赤字を計上しているため、両者を合わせた総収支じりは150億フランの赤字(対GDP見込比0.7%、78年度当初予算では89億フランの赤字、同0.5%)見込みとなっている。

(注) 暫定収支には、比較的短期間のうちに回収が見込まれる公共企業体・地方公共団体等への貸付等が計上されている。

(2) 岁出面では、雇用対策、産業政策および輸出振興策に重点が置かれており、主な内容は次のとおり。

イ. 社会保障・雇用対策等拡充の観点から、老齢年金最低保証額(日額32.88→40フラン)、失業手当、職業訓練関係費等の増額(社会保障関連支出は総額約780億フランと78年度比150億フラン拡大)を図る。

ロ. 鉄鋼・造船等構造不況業種の近代化、転業の促進、および同産業の不振に伴う地域的失業の救済を図るために産業改善特別基金(注)(Fonds Spécial d'Adaptation Industrielle、資金規模30億フラン)を新設する。

ハ. 1975年以降の財政赤字計上に伴う長期国債発行残高の増大を映じた公債費の増加(78年度144億フラン→79年度199億フラン)等義務的経費の増加に対処するため、歳出の洗い直しを行い、道路建設・整備事業、教育施設拡充および公営住宅・生活環境整備事業等の支出線延べ(計27億フラン)等により資本支出の増加抑制(78年度当初予算比+9.7%、経常支出は同+16.1%)を図る。

ニ. 国有企業に対する設備投資補助等についても、支出削減(5億フラン)を図る。

(注) 同基金は企業の提出した業容改善計画を関係閣僚が審査し、承認された場合、所要資金の半分を本基金からの助成金、残る半分を経済社会開発基金からの低利貸付として供与するためのものである。

(3) 一方歳入面では、個人所得税につき物価調整減税を実施する一方、間接税の増税を実施し、結局50億フランの増収を図る。主な措置の内容は次のとおり。

(減税措置)

所得格差是正による社会的公平の推進という要請もあり、78年度同様低所得者層を中心に下記のとおり物価調整減税を実施する(減税規模75億フラン)。

最下位階層から第10階層までの課税対象所得額上限を消費者物価上昇率並みに9%引上げ、それに続く上位2階層については、5%引上げる。

(増税措置)(注1)

イ. 石油消費税(平均5%強)、不動産登録税(4%)、自動車税(10%)、酒税(平均10%強)の税率および外人登録料(60%強)等の各種料率を引上げる(増税規模約60億フラン)。

ロ. 家賃・地代収入にかかる基礎控除率引下げ(都市部25→20%、郊外20→15%)、給与所得者基礎控除(10%)に対する上限(年間40,000フラン)新設等、各種所得税控除の削減を図る。

ハ. 銀行貸付を対象とする課税措置を新設する(注2)。

金融機関(banques et établissements financiers)の貸付につき、年利0.08~0.12%相当額を課税額として納付させる。

ニ. 疾病手当および残業手当を所得税課税対象に組入れる。

(注1) 本年3月実施の総選挙時の公約に従い、主要3税(所得税、法人税、付加価値税)の増税は見送られた。

(注2) 本措置は金融活動特別税(la taxe sur les activités financières)が、79年1月1日以降廃止されることに伴い新設されたものである。

フランスの1979年度予算案

(単位・億フラン、%)

	1979 年度 (A)	1978 年度 当初 (B)	同第 一 次 補 正 後 (C)	(A) (B)	(A) (C)
確 定 収 支	歳出額	4,589	3,983	4,026	+ 15.2 + 14.0
	うち経常支出	3,431	2,955	2,997	+ 16.1 + 14.5
	資本支出	389	354	354	+ 9.7 + 9.7
暫 定 収 支	軍事費	771	677	677	+ 14.0 + 14.0
	歳入額	4,459	3,897	3,940	+ 14.4 + 13.1
	うち直接税	1,907	1,691	1,715	+ 12.8 + 11.2
	付加価値税等	2,216	1,997	1,997	+ 11.0 + 11.0
	歳入歳出差額	- 130	- 86	- 86	
	暫定収支	- 20	- 3	- 3	
	総収支じり	- 150	- 89	- 89	

(注) 79年度予算付属書において、78年度総収支じり赤字額は270億フラン(対GDP比1.7%)に拡大するとされており、本年7月のポン先進国首脳会議におけるフランスの公約(すなわち「78年度の財政赤字額をGNP比0.5%相当額拡大する」こと)は達成されている。

2. 今次予算案に関連して政府は、「世界景気が明年にかけ大幅な拡大に転ずる公算は少なく、また原油価格の動向も不安材料として残っている現状においては、大幅な景気刺激策の採用は論外であり、これまでの政策運営基調を維持することこそ得策」(バール首相)との態度を表明しており、また79年度財政収支赤字額についても、「財政収支赤字の規模は、マネーサプライの増加をもたらしたり、民間部門の需賀との間にクラウディング・アウトを惹起することなしにファイナンスされる範囲内にとどめられなければならない」(パポン予算相)としている。

3. 上記予算案編成の前提となった本78年および明79年の経済見通しは次のとおり。

(実質前年比伸び率・%)

発表時点	1979年		1978年		1977年
	78年 6月	78年 9月	当初 (77年 9月)	改定 (78年 6月)	
G D P	3.7	3.7	4.5	3.2	3.0
(名目 G D P)	12.5	12.9	12.6	12.7	12.0
個人消費	3.8	3.8	4.0	3.8	2.7
設備投資	3.2	5.5	2.9	2.0	△ 0.6
輸出	6.5	6.0	8.1	6.6	6.3
輸入	7.5	7.0	7.1	6.8	1.0
消費者物価 (年平均)	8.5	n.a.	7.6	9.2	9.5
(12月の前 (年同月比))	ほぼ 8.0	7.9	6.5	ほぼ 10.0	9.0
1人当たり賃金 (年平均)	2.3	n.a.	1.7	2.3	2.1
マネーサプライ (年末比較)	n.a.	n.a.	12.0 (7月コ メント 13 ~13.5)	13.9 (目標値 12.5)	

◇フランス政府、鉄鋼業界再建策を発表

1. フランス政府は9月20日、鉄鋼業界主要3企業グループに関する再建策を閣議決定した。施策の大綱は、①各企業グループについて新たに持株会社を設立することとし、政府等主要貸付債権者は既往貸付の一部を前記持株会社の株式に転換する、また、②残る貸付額についても利払いの棚上げ等を行う、というものであり、77年2月、8月発表の鉄鋼業界再建策(52年3月号、9月号「要録」参照)をさらに強化するものである。

今次措置の概要は以下のとおり。

(1) 対象企業…… Usinor, Sacilor, Châtillon-Neuves-Maisons の3企業グループ(フランスの国内鉄鋼生産量に占めるシェアは77年現在77%)

(2) 施策の概要

① 政府等の資本参加……上記3グループのそれぞれにつき新たに持株会社(資本総額20億フラン)を設立することとし、政府をはじめとする主要貸付債権者は、既往貸付(注1)のうち20億フランを以下の割合で上記持株会社の株式に転換する。

政府(経済社会開発基金).....	15%(3億フラン)
G.I.S(Groupement de l'Industrie Sidérurgique)(注2)	15%(3 ")
商業銀行.....	30%(6 ")
預金供託金庫.....	30%(6 ")
Crédit National	10%(2 ")
計	100%(20 ")

(注1) 鉄鋼業界主要3企業グループ(上記3社およびその提携先である Solmer, Sollac)の債務先別内訳
政府(経済社会開発基金).....90億フラン
G.I.S.112 "
商業銀行.....94 "
Crédit National.....12 "
ECSC および欧州投資銀行31 "
起債その他.....38 "

計 377 "

(注2) 鉄鋼各社の出資により設立されたユーロボンド市場等からの資金調達を専門とする機関。

② 商業銀行による貸付利子の棚上げ等……商業銀行は向う5年間、既貸付額から上記株式転換分を除いた貸付残高(約88億フラン)にかかる貸付利子につき、年間80百万フランを棚上げし、また既貸付については期限到来時に自動的に更新するものとする。

③ 「鉄鋼減債金庫」の設立……上記3企業グループの社債等個人に対する債務を期限到来時に肩代りするため「鉄鋼減債金庫」(Caisse d'Amortissement pour l'Acier)を設立する(原資は、政府貸付<78年分、20億フラン>と政府保証債の発行により調達の予定)。

2. 今次決定に関し政府は、「鉄鋼各社に対し、向う3か月以内に各社ごとの合理化・近代化計画を策定、提出するよう要請するが、各社の運営については自主性を保証する」旨コメントしている。

これに対し鉄鋼業界では、「本措置は業界の一部に恩恵を及ぼすにすぎず、また企業の自主性を損うことにもなりかねない」(フェリー鉄鋼連会長)として不満の意を表明している。また労働組合でも業界再編の過程における失業の増大を懸念する声が強いほか、鉄鋼業界の国有化を主張している社会党等左翼諸党では「政府の今次措置は鉄鋼業界の再建と失業救済を図るには極めて不十分である」と批判している。

◇英蘭銀行、居住者に対する金購入規制を一部緩和

英蘭銀行は9月12日、居住者に対する金購入規制を一部緩和し、同日から実施する旨発表した。主な改正点は次のとおり。

(1) 対象

居住者による品位9K以下の工業用金購入。

(2) 内容

購入に際しては、金取扱公認業者(銀行等)の許可で足りることとし、購入目的や貴金属取扱実績についての報告義務を免除する。

なお、品位9Kを超える金の購入については従来同様、英蘭銀行の許可が必要である。

◇イタリア銀行、公定歩合を引下げ

1. イタリア銀行は9月1日、公定歩合を1%引下げて10.5%とし、4日以降実施する旨決定、発表した。同行の公定歩合変更は、77年8月29日の引下げ(13.0→11.5%)、52年9月号「要録」参照以来約1年ぶりである。

新金利体系は以下のとおり(年利・%、カッコ内は旧レート)。

手形割引歩合

商業手形割引	10.5(11.5)、ただし高率適用 の場合は13.5(14.5)	(注)
--------	--------------------------------------	-----

貸付歩合

通常貸付	10.5(11.5)	(注)
債券担保特別短期貸付	10.5(11.5)、ただし高率適用 の場合は最高13.5(14.5)	

(注) 高率適用の方法については、52年7月号「要録」参照。

2. 今次措置につき、イタリア銀行では、「今回の公定歩合引下げは、最近、国際収支が好調裡に推移し、インフレもひところに比べ落着いており、また、リラ相場も堅調に推移している一方、景気回復は依然はかばかしくない状況にかんがみ決定したもので、これにより沈滞したビジネス・マインドが好転することを期待する。また、本措置はこのほど政府が発表した3か年経済計画(「要録」別項参照)と平仄を合わせて決定されたものである」旨コメントしている。

◇イタリア政府、3か年経済計画を発表

1. イタリア政府は9月1日、1979~81年の経済運営指針として、財政赤字の縮小および労働コストの上昇抑制によりインフレの鎮静を図ると同時に、雇用機会を創出し、失業問題の解決に資することを主眼とする3か年経済計画(いわゆる「パンドルフィ・プラン」)を発表した(反響については、「国別動向」参照)。同計画の概要は

以下のとおり。

(1) 財政赤字の削減

1979~81年平均の広義の公共部門赤字(注1)を、現在予想される51兆600億リラから34兆7,500億リラに削減する(注2)。

このため、1979年については、以下の歳出削減、歳入増加措置により、広義の公共部門赤字を現在予想される43兆7,200億リラから37兆6,200億リラ(対GDP比15.7%、同78年度見込み16.5%)に削減する。

イ. 歳出削減(合計4兆1,000億リラ)

- (イ) 老齢年金等社会保障関係……………2兆4,000億リラ
- (ロ) 保健衛生関係……………1兆5,000億リラ
- (ハ) 地方公共団体向け補助金……………2兆1,000億リラ

(ニ) 財政赤字削減に伴う金利負担減
……………3,500億リラ

(公共投資等の増額<後述>…2兆2,500億リラ)

ロ. 歳入増加(合計2兆リラ)

脱税防止対策の強化および増税……2兆リラ

(注1) 国庫予算の収支に、国鉄、郵便電信公社の収支を加えたいわゆる「総合財政収支」に、さらに地方公共団体、社会保障保険機関、および国営電力公社(ENEL)の収支を加えたもの。

(注2) 本計画は、同期間における名目GDP成長率を+15.3%(年平均、以下同様)、インフレ率を+10.8%とし、国内信用増加額49兆7,230億リラのうち15兆リラを民間部門向けに確保することを前提としている。

(2) 雇用機会の創出

公共投資の拡大により、1979~81年の3年間に、南イタリア地方を中心に50~60万人の新規雇用を創出する。

このため、1979年については、以下の追加的公共投資等(約4兆リラ)を行う(注)。

- (イ) 構造不況業種に対する貸付け……………6,500億リラ
- (ロ) 港湾・水道等の公共事業拡大……………7,000億リラ
- (ハ) 地方公共団体援助等……………6,000億リラ
- (ニ) 道路公団(ANAS)援助……………3,000億リラ
- (ホ) 南イタリア開発公庫(Cassa per il Mezzogiorno)

に対する援助……………5,000億リラ

- (ヘ) 国営電力公社援助……………7,000億リラ

(注) 資金源としては、財政負担(2兆2,500億リラ)によるほか、欧州投資銀行等からの借入(約2兆リラ)を想定している。

(3) 労働コストの上昇抑制

1979~81年の3年間における実質労働コストの上昇率を0%とする。このため、79年第1四半期末ごろに、賃金・物価スライド制(scala mobile)の再検討を行う。

なお、本計画には、経済再建が軌道に乗った際には、

現行の1,000リラを1重リラとする構想が示されている。

2. 本計画に関し、パンドルフィ蔵相は、「今次3か年計画により、インフレ率を1けた台に引下げるとともに、景気の速やかな回復を図り、雇用状況をかなり改善することが可能となろう。もっとも、本計画が成功するか否かは、世界景気の動向に大きく左右されるであろう(注)」と述べている。

(注) 今次3か年計画の前提として、1980~81年の2年間におけるイタリアの輸出の伸びは実質年率6.5%と想定されている。

◇イタリア銀行協会、プライム・レートを引下げ

1. イタリア銀行協会は9月12日、加盟各行のプライム・レートを1%引下げ、20日以降実施する旨発表した。同協会のプライム・レート変更は77年12月1日の1%引下げ(52年12月号「要録」参照)以来である。

新金利体系は以下のとおり(年利・%、カッコ内は旧レート)。

- (1) 通常貸付(貸付の大宗を占める当座貸越等の無担保、無保証貸付)……………15.0(16.0)
- (2) 優遇貸付(輸出信用、商業手形割引、担保付ないし保証付貸付等)……………14.5(15.5)

2. 今次措置につき、イタリア銀行協会では、「今回の引下げは、9月4日実施の公定歩合引下げ(「要録」別項参照)に追随したもので、金利負担の軽減を図り、企業の投資意欲の喚起に資することをねらった措置である」と説明している。

◇イタリア、債券強制保有率を引下げ

1. イタリアの信用貯蓄閣僚審議会は9月21日、市中金融機関に対する債券強制保有率を78年下期中、以下のように引下げる旨決定した(注)(対象預金、および対象金融機関は従来どおり)。

(1) 債券強制保有率

一般金融機関(ただし農民・手工業者向け金融専門銀行および第2種動産抵当銀行を除く)は、78年7~12月の期間中、78年6~11月中の預金増加額の最低6.5%相当額(従来は最低30%相当額)を所定の債券投資に充当する。

(2) 投資債券

抵当証券および農業改善債。うち、後者については上記6.5%のうち最低2%相当額の充当を義務とする。

(注) 7月以降現在までについては、6月末時点の当該債券投資残高の維持を義務づける暫定措置がとられていた。なお、78年上期の規定については、2月号「要録」参照。

2. 今回の措置につき、イタリア銀行では、「債券強制保有制度は以前から、銀行貸出を規制する政策手段として、量的貸出規制との重複が指摘されていたが、ここへきて本措置を実施したのは、最近、民間企業の需資停滞を映じて銀行の債券投資が活発化し、またインフレ率の落着き傾向もあって個人の債券購入意欲も芽ばえてきているため、本制度を実質的に停止しても、債券市場へのインパクトは全くないと判断したためである。従って、本措置は、金融政策の方向に特に変更を加えたものではない」と述べている。

◇オランダ、1979年度予算案を発表

1. オランダ政府は9月19日、1979年度(1979年1月~12月)予算案を議会に提出した。本予算案は、昨年12月に発足(1月号「要録」参照)したファン・アフト中道右派連立内閣による初めての予算案であり、発表に当ってAndriessen 蔵相は、「長期的には、労働党政権の下で70年代に膨張した公共支出の増大を抑えることを主眼とし、今後3か年にわたり徐々に財政規模の縮小を図っていくが、現在の景気低迷と高失業率にかんがみ、来年度については最小限必要な赤字を許容せざるを得なかつた」とコメントしている。

予算案の概要は以下のとおり。

歳入面では、たばこ・自動車税の引上げ(2.1億ギルダー)・所得・法人税臨時軽減措置(収入・利益の3%を控除)の廃止(5.5億ギルダー)等、若干の增收策が講ぜられ、歳入規模は889億ギルダー(前年度当初予算比+6.2%)と見込まれている。一方、歳出面では、財政緊縮3か年計画の一環として、社会福祉関係費、人件費等が削減(約30億ギルダー)されているものの、民間設備投資促進対策費、雇用対策費等の増大を中心に総額では1,051億ギルダー(前年度当初予算比+9.3%、78年度同+11.0%)とかなりの規模に達しており、この結果、収支じりは162億ギルダーの赤字と前年度当初予算の赤字(125億ギルダー)を大幅に上回ると見込まれている。

2. 政府は上記予算案発表と同時に、予算案算定の基礎

オランダの1979年度予算案

(単位・億ギルダー、△印は赤字)

	1978年度 (当初予算)	同 (実績見込)	1979年度 (当初予算)	前年度当初比 増加率(%)
歳 入	837	834	889	6.2
歳 出	962	970	1,051	9.3
収支じり	△ 125	△ 136	△ 162	△

となった79年経済見通しを発表したが、「インフレを抑制して国際競争力を維持することが景気回復のかぎであり、そのためには民間部門の賃上げを5.5~6%（78年見通し7.5%）程度に抑制することが望ましい」（Andriessen蔵相）との考えを明らかにした。

1979年政府経済見通し（カッコ内は78年見込み）

実質GDP成長率	3% (2%)
消費者物価上昇率	4% (4~4.5%)
失業者数	215千人(205千人)
経常収支	15億ギルダーの黒字 (5億ギルダーの黒字)

◇オランダ銀行、公定歩合を引上げ

1. オランダ銀行は9月25日、基準割引歩合を1%引上げ5.5%とし、26日から実施する旨発表した（担保貸付歩合<5→6%>、約束手形割引歩合<5.5→6.5%>もそれぞれ1%引上げ）。今次公定歩合引上げは7月26日の0.5%引上げ以来の措置である。
2. 本措置に関し、オランダ銀行では、「内外金利水準の上昇および外国為替市場の動向にかんがみ決定したもの」とコメントしている。一方、市場筋では、オランダ・ギルダーが共同フロートの下限に貼り付き（注）、このところオランダ銀行による相当規模のギルダー買介入が伝えられていたことから、「最近におけるギルダーに対する売圧力の高まりに対処して採られた措置」と受け止めている。

（注）ギルダーの対ドイツ・マルク・クロスレート推移

(1マルク当り・ギルダー、 カッコ内対基準レート比)			
78年6月末	7月末	8月末	9月25日
1.0763	1.0796	1.0855	1.0871
(△1.25%)	(△1.55%)	(△2.09%)	(△2.23%)

◇デンマーク、経済安定計画を実施

デンマーク政府は8月31日、「経済の不均衡是正、特に国際収支の大幅赤字（注）を抑制するためには、賃金・物価の安定を図るとともに、増税により財政赤字を削減することが前提である」（Jørgensen首相）として概要以下のような経済安定計画を実施する旨発表した。なお、デンマーク議会は9月8日、以下の事項に関する両法案を可決した。

- (1) 物価を79年3月1日まで現行（8月28日）水準に凍結する（ただし原材料価格の上昇および労働協約にすでに明記されている今後の賃上げに伴う価格引上げは認めること）。
- (2) 付加価値税を10月1日以降2.25%引上げる（18.0→20.25%）。

（注）国際収支の推移

(単位・億クローネ、季節調整済み、月平均)							
貿易収支	△16.0	△15.1	△18.6	△18.6	△12.2	△13.0	△12.8
輸出(f.o.b.)	50.4	49.4	48.2	50.5	53.3	50.9	55.5
輸入(c.i.f.)	66.4	64.5	66.7	69.1	65.5	63.9	68.3
経常収支	△ 8.4	△ 9.4	△ 7.9	△ 8.0	△ 8.3	△ 9.5	△ 1.7

◇スウェーデン、雇用対策を決定

スウェーデン政府は9月中旬、冬期の雇用情勢の悪化に対処するため、①公共事業の拡大（14億クローナ）、②企業に対する職業訓練助成金の追加支給（9.5億クローナ）を内容とする総額23.5億クローナにのぼる雇用対策を決定した。

今回の措置は夏期に発表された建設部門の失業救済のための措置（総額13億クローナ）に続く追加的雇用対策であり、Wirten労相は、「冬場には雇用環境（注）は厳しくなるが、来年には改善が期待できよう」とコメントしている。

（注）雇用情勢は以下のとおり。

	(カッコ内は前年実績)					
	77/III	77/IV	78/I	78/II	78/7月	78/8月
失業者数(千人)	80	81	99	86	97	113
	(64)	(66)	(78)	(61)	(69)	(89)
失業率(%)	1.9	1.9	2.4	2.0	2.2	2.7
	(1.5)	(1.6)	(1.9)	(1.5)	(1.6)	(2.1)

◇ノルウェー、賃金・物価凍結措置を発表

1. ノルウェー政府は9月15日、以下のような厳しい内容の賃金・物価凍結措置を発表した。

- (1) 賃金および物価を79年末まで、現行水準で凍結する（ただし一部輸入製品価格については除外する）。
- (2) 労・使の賃金交渉を79年末まで停止し、また、すでに決定され、79年内に実施される予定の賃金引上げについても同期間中凍結する。

2. 本措置はインフレ高進、および北海油田における石油生産の不振等を映した対外債務の累増に対処してとられたもので、本措置に関してNordli首相は、「現在、8~8.5%（年率）に達している物価上昇率をその半分以下に鎮静化させるとともに、OECD加盟国平均を上回っている賃金上昇率を同平均以下に抑制することをねらいとしている」旨コメントしている。

◇アイスランド、アイスランド・クローネを切下げ

アイスランド政府は9月4日、アイスランド・クローネを米ドルに対して15%切下げ、8月25日に遡及実施する旨発表した。クローネ切下げは、2月（3月号「要録」参照）に次ぎ本年2度目である。

本措置は、輸出が伸び悩む一方、輸入が、賃金・物価

の急騰を映じて増大しているため、貿易収支赤字幅が拡大傾向にあることから採られたものとみられている。

なお、アイスランド中央銀行は8月28日以降外国為替取引を停止していたが、9月6日再開した。

◆アイスランド、インフレ対策を決定

1. アイスランド政府は9月8日、インフレ抑制を図るために概要以下のような財政措置を決定した。

(1) 物価の上昇を抑制するため、特定の食料品・飲料品に対する売上税を廃止する。

(2) 上記措置等に伴う財源補てんのため、以下の増税措置を行うとともに78年の財政支出を削減する。

イ. 海外旅行に要する外貨購入に対し一時的(78年9月11日～79年12月31日)に10%課税する。

ロ. 特定の奢侈品(楽器、スポーツ用品、化粧品、カメラ、レコード、自転車、骨董品等)に対する物品税を引き上げる(16→18%)。

ハ. 財産税および所得税を引き上げる。

2. 本措置に関し政府では、「賃金・物価のスパイラル的上昇^(注)を抑制することをねらったものであり、各種増税措置は食料品等の売上税廃止等に対処して財源を確保するためにとられたものである」と述べている。

(注) 消費者物価上昇率の推移

(前年同期比・%)			
1977/III Q	IV Q	78/I Q	II Q
26.6	30.2	37.2	42.9

アジアおよび大洋州諸国

◆アジア開発銀行、初のユーロ円建債を発行

アジア開発銀行は、9月1日、初のユーロ円建債を発行した。概要は次のとおり。

金額 150億円

期間 10年

利率 年5.75%

主幹事 大和証券

上場 ルクセンブルグ証券取引所、シンガポール証券取引所

本発行による調達資金は、同行の通常財源(ordinary capital resources)に組入れられ、通常の貸出資金に充当される。

わが国政府は、ユーロ円建債の発行主体を、国際機関に限定しているが、今回の発行は、欧州投資銀行(European Investment Bank、77年5月100億円)、世銀(77年8月200億円)に次ぎ3番目のもの。

◆第10回日韓定期閣僚会議の開催

第10回日韓定期閣僚会議が9月3、4日の両日ソウルで開催された。会議終了後12項目からなる共同声明が発表されたが、その中で今回の会議の焦点の一つであった日韓貿易の不均衡問題については「日韓両国の貿易不均衡の推移に留意するとともに、貿易の均衡的拡大の必要性につき認識しつつ、両国利益の増進に役立つように今後の貿易関係の健全な発展を実現するため、相互に積極的な努力を払う」との表現にとどまり、具体的な対策については年内に開かれる政府実務者レベルによる第15回日韓貿易会議において意見の交換を行うこととなった。また、両国の経済協力に関しては「政府ベースの協力については経済、社会基盤施設の整備拡充、韓国の均衡ある経済、社会発展のために開発を必要とされる分野を中心」に適切な案件について具体化していくこととしているものの、基本的には「韓国経済の着実かつ継続的な発展に伴い、日韓経済協力が民間ベース主体に移行しつつある」との共通認識を深めたとし、両国間の民間経済交流の順調な発展、増大が望ましいとの方向で意見の一致をみている。

◆韓国、不動産投機抑制総合対策を発表

韓国政府は8月8日、不動産投機を抑制し地価の長期的安定化を図るために総合対策を発表した。これは最近における異常な建設ブーム(建築許可面積1～7月前年同期比+51.6%)を背景に土地取引の過熱化と地価高騰が目立っているため、5、6月に実施された不要不急建物の建築禁止措置(8月号「要録」参照)に続いてとられた措置。主な内容は次のとおり。

- (1) 投機規制の対象となる地域を指定し、当該地域内で一定規模以上の土地取引を行う場合には許・認可を要することとするほか、一定規模未満の土地取引についてもそれを申告させることとする。ただし、通常の農地取引と認められる場合については、上記規制の対象外とする。
- (2) 上記投機規制対象区域の指定、関係法規および不動産に関する基本政策等の検討を行うため、経済企画院長官を委員長とし財務部、法務部、建設部等関係部署の長官を委員とする不動産政策審議委員会を設置する。
- (3) 全国36都市の都市計画区域全域について基準地価を告示、土地取引の許可にあたってはこれを参考にする。
- (4) 従来は申告制によって不動産業を行うことができたが、今後はそれを許可制とするほか、同業者が土地取

引を仲介するにあたっては税金捕捉を容易にするため公認売買契約書を使用させ、同副本を所轄税務署に提出することを義務付ける(これに違反した場合は、罰則として加算税を賦課するほか不動産業の認可を取消すなど規制を強化)。

(5) 建物の譲渡所得税率を50%に引き上げ(従来は30%)、土地譲渡の場合と同率とする。また、土地、建物を未登記のまま転売する場合には同税率を100%とするほか、取得後2年以内に転売する場合には40%の加算税を賦課する。ただし住宅公社等政府関係機関に譲渡する場合等には譲渡所得税を50%軽減し、土地売却代金で土地買入債券を購入する場合は免除する。

(6) 企業保有の非業務用土地を遊休地税の対象に追加することにより、企業の投機的な土地保有を規制するほか、遊休地税率(従来は5%の定率)を保有期間に応じて累進的に高めることとする(保有期間3年以下5%~同10年超10%)。

(7) 宅地供給の拡大を図ることを主な目的とする土地開発公社を設立、土地買入、宅地および公共用地の造成、遊休地の売買仲介業務等を行わせる。同公社に不動産を売却する場合には譲渡所得税を減免するほか、同公社に遊休地売買を委託した場合には、遊休地税を免除する。

◆韓国、輸入自由化品目を拡大

韓国政府は9月12日、299品目の輸入自由化を発表、18日から実施した。これは昨年来の輸入自由化(77年11月、78年1、5、7月実施)路線に沿ったもので、海外からの要請に応え、かたがた国内物価の安定化に資することをねらいとしたもの。主な品目としては、ホット・コイル、ワイヤー・ロープ等鉄鋼、ペイント、印刷インキ等化学製品などのほか、ラジオ、電球、石油ストーブ等消費財。

なお、今回の自由化品目のうち印刷インキ、石油ストーブ等39品目については、輸入量の著増から国内当該産業が打撃を受けることも懸念されるため、監視品目とし、今後の輸入量いかんによっては輸入制限を行うこともありうるとしている。

◆台湾、米ドル先物売買の実施要領を一部改正

中央銀行は、8月11日に発足した米ドル先物売買の実施要領(9月号「要録」参照)を一部改正し、8月28日実施した。これは、先に実施した要領が短期、小口の貿易取引をカバーしていないうえ、取組み時に徵収する予約保証金についても厳格にすぎること等から、先物取引高

が当初期待したほど伸びておらず、民間の不満も強かつたためとられた措置。改正の概要是次のとおり。

- (1) 予約取引の最低限度(従来1口5千ドル)を撤廃。
- (2) 新たに10日物を追加。
- (3) 予約保証金は、現金のほか政府証券、公債あるいは銀行保証手形等をもって納入できることとする(従来は現金のみ)。
- (4) 従来は、実際の先物取引履行額が先物予約金額を下回る場合は、すべて違約として予約保証金全額を没収する扱いとしていたのを、今回、実際の履行額が予約金額の95%を下回る場合のみ徵収済の予約保証金の中から、下記要領で算出した違約金を没収することに条件を緩和。

違約金の算定要領:(先物予約金額×95% - 先物取引履行額) × 1.25%として算出した額で、200元~2,500元の範囲内の金額。

◆インドネシア、アサハン計画に対するわが国の追加融資決定

所要資金の膨張から具体化が難航していたインドネシアのアサハン水力発電・アルミ精錬事業開発計画(注1)に対する追加出資・融資につき、8月15日、インドネシア、わが国両国政府は基本的合意に達した。

1. 主な合意内容

当初計画(総工費2,500億円)に上乗せする必要のある資金不足額(1,610億円)は次の形で調達する。

- (1) 現地合弁会社 Indonesia Asahan Aluminumへの出資増額161億円(資金不足額の10%相当)

インドネシア政府……153億円

わが国……8億円

内訳 { 海外経済協力基金……4億円
民間出資企業(注2)…4億円

- (2) 融資増額1,449億円(資金不足額の59%相当)

インドネシア政府……145億円

わが国……1,304億円

内訳 { 円借款……353億円
輸銀協調融資等……951億円

この結果、本プロジェクトの最終的な資金負担状況は次のとおりとなった(カッコ内は当初計画)。

総額……4,110億円(2,500億円)

うち出資……911億円(750億円)

インドネシア……228億円(75億円)

わが国……683億円(675億円)

内訳 { 海外経済協力基金…341.5億円(337.5億円)
民間出資企業…341.5億円(337.5億円)

融資……3,199億円(1,750億円)
 インドネシア……320億円(175億円)
 わが国……2,879億円(1,575億円)
 内訳 { 円借款……615.5億円(262.5億円)
 輸銀協調融資等……2,263.5億円(1,312.5億円)

2. 背景等

本プロジェクトは、75年7月、両国の経済交流促進およびわが国のアルミニウム資源長期確保体制確立の観点から、わが国が所要資金の一部を分担することに決定していたが、オイルショック後のインフレから資金規模が当初計画(74年5月の物価水準を基準に算定)を大幅に上回る見通しとなったため、インドネシア側から追加融資の要請がなされていたもの。

今回のわが国からの資金追加の特徴は、政府ベースの資金供与にウエイトが置かれ、構造不況下のわが国アルミニ精鍊企業の負担が軽減されていること。

(注1) スマトラ島北部のアサハーン川に最大出力513千キロワットの水力発電所(シグラグラおよびタンガの2ヶ所)を作り、その電力をを利用してマラッカ海峡沿いのクアラ・ランタンジンに年産225千トン規模のアルミニ精鍊工場を建設しようとするもので、81年一部操業、84年全面操業開始の予定。

(注2) 住友アルミ、日本輕金属、昭和電工、三菱輕金属、三井アルミニアルミ精鍊5社および大手商社7社。

◇フィリピン、貯蓄銀行の業務を拡大

フィリピン中央銀行は8月20日、銀行間の競争を高めて効率化を図る見地から従来定期預金および貯蓄預金の受入れと貸付を主要業務としていた貯蓄銀行^(注)(Thrift banks)の業務を拡大・強化する旨発表した(大統領令第1317号)。貯蓄銀行が新たに許可された業務等は次のとおり。

(1) 当座預金の受入れ

拵込み資本金12.5百万ペソ以上の貯蓄銀行は法人・個人双方から、同6百万ペソ以上の貯蓄銀行は個人から受入れができる。ただし、いずれも申請直前3か年間継続して利益金を計上していることが適格条件。また当座預金債務に対しては、20%の準備資産保有を義務付け。

(2) 消費者金融の新設

家庭用品、自動車、住居等の購入に対し、無担保の場合3年、有担保の場合5年の期限内で貸付け。ただし、各行の貸付総額は銀行総資産額の10%を限度とする。

(3) 1件当たり貸出限度額の引上げ

低・中所得者向け住宅建築および宅地造成に対する貸付けに限り、限度額を資本金および留保利益金合計額の15%から30%に引上げる(その他の場合は従来通

り15%)。

(注) 貯蓄抵当銀行(Savings and Mortgage Banks、10行)、民間開発銀行(Private Development Bank、33行)、株式貯蓄貸付組合(Stock Savings and Loan Association、113組合)の総称。

◇豪州、支払準備率を引下げ

豪州準備銀行は9月12日、主要商業銀行の支払準備率を、翌13日以降0.5%(注)引下げ、3.5%(1960年本準備率制度発足以来、74/10月~75/7月の3.0%に次ぐ低水準)とする旨発表した。

(注) 0.5%の引下げに相当する放出準備資金135百万豪ドルのうち、90百万豪ドルは各行が準備銀行に保有する長期貸付基金へ、残り45百万豪ドルは同農牧畜振興貸付基金へそれぞれ振替。

今回の引下げにつき同行では「長期および農牧畜振興貸付に充当される資金の不足を緩和し、中小企業、農家、卸・小売業者等への中長期貸出を適正水準に維持するための措置」(ナイト総裁)と説明。

共産圏諸国

◇ソ連、1978年1~6月の貿易実績を発表

ソ連外国貿易省はこのほど、78年1~6月の貿易実績を発表した。これによれば、輸出は前年同期比+4.7%と前年同期(同+21.3%)に比べ大幅な増勢鈍化となつた一方、輸入は同+9.9%(前年同期同+6.1%)とやや増勢を強めた。この結果貿易収支は7.9億ルーブルの赤字(公定為替レート換算11.4億ドル、前年同期0.3億ルーブルの黒字)となった。主要地域別貿易動向は次のとおり。

1. 対コメコン諸国貿易

- (1) 輸出は、ソ連の鉱工業生産伸び悩みによる鉄鋼、燃料等の輸出余力の低下などから前年同期比+9.5%と、前年同期(同+23.6%)に比べ大幅に増勢が鈍化した。
- (2) 輸入は、コメコン域内の産業協力、分業生産の進展に伴う東欧諸国からの工業製品輸入増から前年同期比+14.6%(前年同期同+14.4%)と好伸した。
- (3) この結果、貿易収支黒字額は2.0億ルーブル(公定為替レート換算2.9億ドル)と前年同期(5.7億ルーブル)比大幅に縮小した。

2. 対西側先進諸国貿易

- (1) 輸出は、石油輸出余力の低下などから前年同期比-2.3%と前年同期実績を下回った。
- (2) 輸入は、既往買付穀物の入着増などから前年同期比+8.0%(前年同期同-7.9%)と増勢に転じた。
- (3) この結果、貿易収支赤字額は19.1億ルーブル(公定為替レート換算27.5億ドル)と前年同期(13.8億ルーブ

ルの赤字)比大幅に拡大した。

展から域内貿易が拡大していると指摘されている。

ソ連の貿易動向

(単位・百万ルーブル、カッコ内)
(前年<同期>比増減(+)率・%)

		1977年	うち 1~6月	1978年 1~6月
対 コ メ コン 諸 国	輸出	17,452 (-16.9)	8,827 (-23.6)	9,666 (-9.5)
	輸入	15,795 (-13.7)	8,256 (-14.4)	9,464 (-14.6)
	収支じり	1,656	572	202
対 西 側 先 進 諸 国	輸出	8,817 (-12.5)	4,026 (-11.0)	3,933 (-2.3)
	輸入	9,930 (-8.3)	5,410 (-7.9)	5,840 (-8.0)
	収支じり	△1,113	△1,384	△1,907
対 発 展 途 上 諸 国	輸出	5,337 (-42.7)	2,462 (-39.6)	2,442 (-0.8)
	輸入	2,996 (-6.8)	1,727 (-21.1)	1,623 (-6.0)
	収支じり	2,341	735	820
その 他 と も	輸出	33,256 (-18.7)	16,085 (-21.3)	16,846 (-4.7)
	輸入	30,097 (-4.7)	16,052 (-6.1)	17,635 (-9.9)
計	収支じり	3,159	33	△ 789

◇東欧諸国の1978年上半期経済実績

ソ連の経済新聞「エコノミーチェスカヤ・ガゼータ」紙は9月中旬、東欧6か国の78年1~6月の経済実績(速報)を発表した。これによれば、鉱工業生産は各国とも77年を下回る低い伸びにとどまっており、チェコスロバキア、ハンガリーを除く4か国では本年の計画伸び率にも達していない。この間、投資面では各國とも合理化・省力化投資、エネルギー部門向け投資を中心に本年計画目標を上回る伸びをみせており、特にルーマニアは重化学工業化を最優先するとの基本方針もあり、際立って高い伸び(前年同期比+17.2%)となっている。一方貿易については、コメコン域内の産業協力、分業生産の進

東欧諸国的主要経済指標

(単位・前年<同期>比増減(+)率・%)

		1977年 実績	1978年 1~6月 実績	1978年 計画
鉱 工 業 生 産	東 ド イ ツ	5.4	5.2	5.7
	チ ェ コ ス ロ バ キ ア	5.7	5.5	5.0
	ハ ン ガ リ 一	6.8	6.4	5.5~6.0
	ポ ー ラ ン ド	8.6	6.2	6.8
	ル ー マ ニ ア	12.5	9.9	10.6
	ブルガリア	6.8	5.9	7.7
投 資	東 ド イ ツ	6.0	3.5	2.1
	チ ェ コ ス ロ バ キ ア	6.3*	7.8	6.6
	ハ ン ガ リ 一	13.0	9.4	2.0~3.0
	ポ ー ラ ン ド	2.5	n.a.	n.a.
	ル ー マ ニ ア	11.5	17.2	16.8
	ブルガリア	n.a.	n.a.	4.2
工 業 労 働 生 産 性	東 ド イ ツ	5.2	5.1	5.0
	チ ェ コ ス ロ バ キ ア	4.7	4.8	4.7
	ハ ン ガ リ 一	7.0	n.a.	5.5~6.0
	ポ ー ラ ン ド	8.3	6.4	6.7
	ル ー マ ニ ア	9.8	8.5	9.0
	ブルガリア	6.0	6.6	6.7
小 売 高	東 ド イ ツ	4.3	3.4	4.0
	チ ェ コ ス ロ バ キ ア	3.8	6.0	3.9
	ハ ン ガ リ 一	6.2	4.3	4.0
	ポ ー ラ ン ド	11.8	7.8	12.0
	ル ー マ ニ ア	6.7	n.a.	10.0
	ブルガリア	3.7	4.0	4.4
貿 易	東 ド イ ツ	7.0	10.0	11.0
	チ ェ コ ス ロ バ キ ア	12.0	{輸出7.5 輸入10.4}	7.1
	ハ ン ガ リ 一	16.0	{輸出1.9 輸入8.2}	n.a.
	ポ ー ラ ン ド	{輸出11.4 輸入5.5}	2.3	{輸出9.9 輸入4.2}
	ル ー マ ニ ア	14.8	輸出9.5	19.1
	ブルガリア	12.4	7.9	11.5

* 国家投資